

第 110 号	<i>Super Highway</i> JR 東労組バス関東本部	 J R 東労組ホームページ
発行日 2026. 1. 2		

## 申 2 号「高速バス統括本部の設置及び体制、 関係規程の改正について」に関する申し入れ

### 第 3 回団体交渉①

12月22日15時より本社会議室において、申2号について回答を受けてきました。

「高速バス統括本部の設置及び体制、関係規程の改正について」に関する申し入れ（JR 東労組バス関申第2号 2025.9.22）に対する回答 2025年12月22日  
ジェイアールバス関東株式会社

1. 高速バス統括本部を設置する目的および理由を明らかにすること。また、高速バス統括本部を設置することにより、「最適な運営体制」となる根拠を明らかにすること。

回答) 高速バス統括本部は、専門性をもった管理者・担当者集団が統一的な方針や計画に基づき、社員管理、労務管理、運行管理、整備管理を担うことで、それらの管理体制を強化していくこと、あわせて高速バスの点呼業務を集約し、業務の重複を解消すること等によって効率的な体制を構築していくことを目的に設置したものである。

2. 各ベースにおける安全・教育体制について明らかにすること。また、各ベースには特情があることから、安全・教育方法について確立すること。

回答) 高速バス統括本部内に組織された安全指導ユニットが、各ベースの安全・教育計画の策定から実行までの全般を担う。各ベースには引き続き指導運転士やCSリーダーを配置しており、安全指導ユニットと連携しながらベース単位での安全・教育を進めていく考えである。

**JRバス関東で働く仲間を一つに！**